九州運輸局長令和5年6月28日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年7月10日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

- 1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2. 事案の件名及びその番号
- 3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
- 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

| | 申 請 者 | 申 請 概 要 | 営 業 区 域 | 備考 |
|---------|-------|--|---------|----|
| 5 — 5 6 | 上田 和子 | ○遠距離割引の廃止・普通車: 「9,000円を超える部分につき1割引」 | 福岡交通圏 | |
| 5 — 5 7 | 典略 雅司 | ○遠距離割引の廃止普通車:「9,000円を超える部分につき1割引」 | 福岡交通圏 | |
| 5 – 5 8 | 田中 敏男 | ○遠距離割引の廃止 ・特定大型車:「15,000円を超える部分につき1割引」 ・大型車:「5,000円を超える部分につき3割引」 ・普通車:「5,000円を超える部分につき3割引」 | 福岡交通圏 | |
| 5 – 5 9 | 力武 久裕 | ○遠距離割引の廃止 ・特定大型車:「15,000円を超える部分につき1割引」 ・大型車:「9,000円を超える部分につき1割引」 ・普通車:「9,000円を超える部分につき1割引」 | 福岡交通圏 | |
| 5 – 6 0 | 山本 眞司 | ○遠距離割引の廃止・特定大型車:「15,000円を超える部分につき1割引」・大型車:「9,000円を超える部分につき1割引」・普通車:「9,000円を超える部分につき1割引」 | 福岡交通圏 | |